

役場で手続きができます！運転免許証自主返納手続きのご案内

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎ 85-8171

町では、65 歳以上の方の運転免許証の自主返納の受付をしています。これは、基山町職員が代理人として、鳥栖警察署に運転免許取消申請の手続きを行うものです。

▽自主返納するためには

- ①原則として、運転免許証が有効であること。
- ②本人（65 歳以上の方）が申請を行うこと。※本人が申請できない場合は、お問い合わせください。
- ③運転可能な免許種類全ての返納であること。

▽持参するもの

申請者本人の運転免許証

【運転経歴証明書の交付を希望する場合】

発行手数料 1,150 円 ※運転経歴証明書に掲載する顔写真を役場で撮影させていただきます。

▽受付場所

基山町役場 1 階 住民課 暮らしの安心・安全係

▽受付日時

平日 午前 8 時 30 分～正午



安全で安心して暮らすために！運転免許証自主返納支援事業のご案内

問 ①②③：住民課 暮らしの安心・安全係 ☎ 85-8171 ④：定住促進課 地域公共交通係 ☎ 92-7920

町では、運転免許証を自主返納された方が、生活の移動手段であった自動車やバイクを使用できなくなることで、買い物に行くことや通院が負担となり外出をされなくなることを防ぎ、今後も安全で安心して暮らしていただけるよう、いくつかの支援を行っています。

▽支援内容 ※①～③の補助対象者は、65 歳以上の方です。

①運転経歴証明書の交付手数料の補助

運転経歴証明書の交付を受けて 1 年以内の方に、交付手数料 1,150 円を補助します。



②タクシー助成券の交付

年度につき、タクシー助成券を 1 人最大 6 千円分（500 円券を 12 枚）、最初の交付申請年度から 5 年間交付します。

③電動カート購入費の補助

免許返納から 5 年以内に購入された電動カート購入費の 3 分の 1（上限 5 万円）の額を補助します。



④きやまコミュニティバス利用料金の無料

コミュニティバスを無料で利用できます。バス降車時に「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」を提示してください。